

那須岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

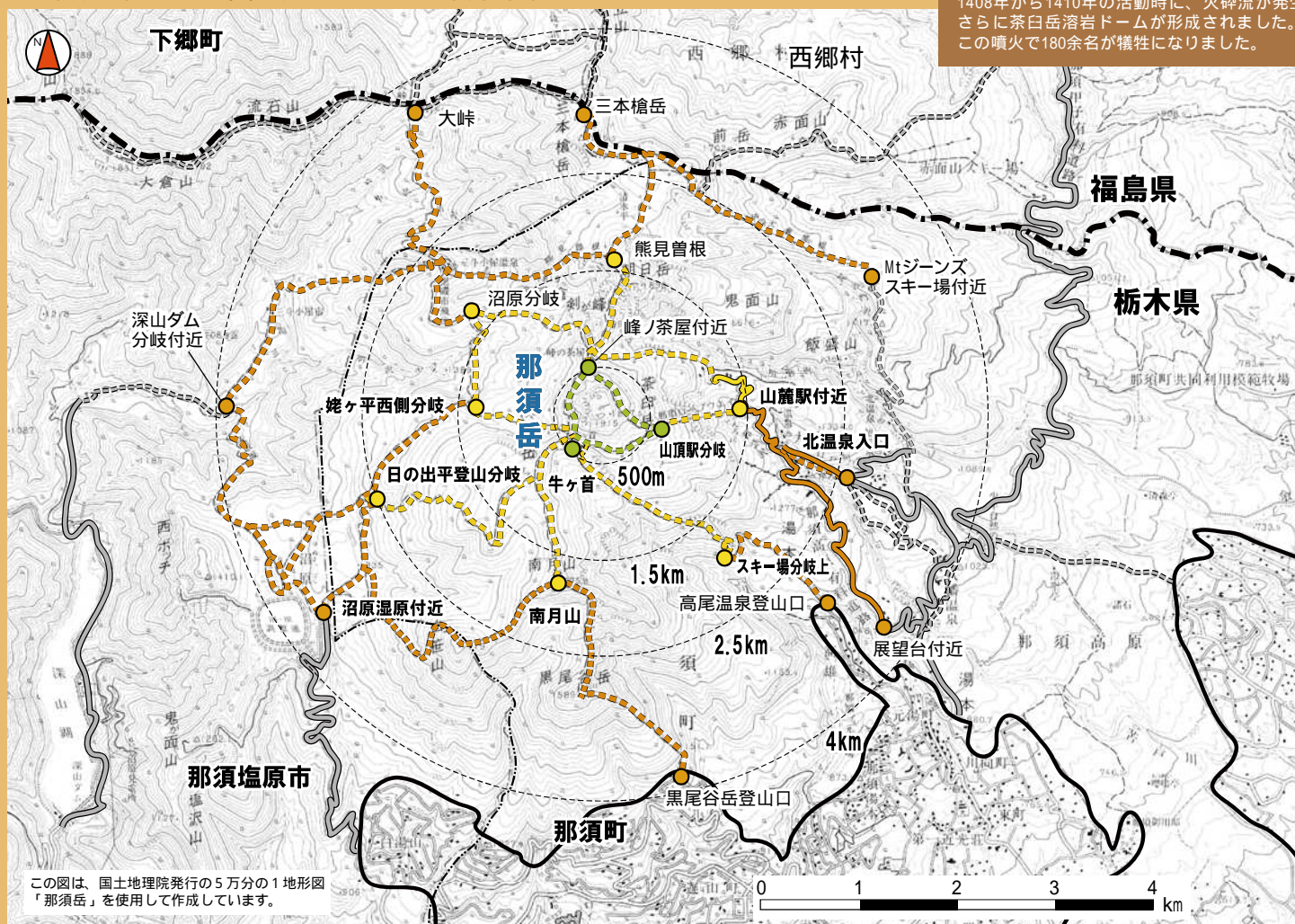
噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



那須岳の火山活動について
1408年から1410年の活動時に、火砕流が発生し、さらに茶臼岳溶岩ドームが形成されました。この噴火で180余名が犠牲になりました。

那須岳 噴火警戒レベルと規制範囲



この図は、国土地理院発行の5万分の1地形図「那須岳」を使用して作成しています。

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等。
- レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。
- レベル3（入山規制）：山頂から2.5km程度内の立入規制。
 県道 ———、登山道 ——— は通行できません。
- レベル2（火口周辺規制）：山頂から1.5km程度内の立入規制。
 県道 ———、登山道 ——— は通行できません。
- レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。
 登山道等 ——— は通行できません。

- 一般道路：———
- 行政区画境界：- - - - -
- 登山道：———
- 居住地域：○
- 主な規制地点：●●●

この図は「那須岳火山防災マップ」（那須町、那須塩原市、栃木県、平成14年3月）に基づき作成しています。那須岳の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については那須町、那須塩原市、下郷町、西郷村にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁 地震火山部 火山課 火山監視・警報センター
 TEL: 03-3212-8341(内4536) <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
 宇都宮地方气象台 TEL: 028-635-7260
<http://www.jma-net.go.jp/utsunomiya/>
 福島地方气象台 TEL: 024-534-2162
<http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>



那須岳の噴火警戒レベル

予報 警戒	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、火砕流、融雪型泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。また噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生。 過去事例 1410年：ブルカノ式噴火発生、その後火砕流が約8km流下、泥流の発生
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	小～中規模噴火が頻発し、火砕流、融雪型泥流(冬季の場合)が居住地域まで到達するような噴火、または噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される。 過去事例 1408～1410年：水蒸気噴火が頻発
火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	山頂付近から中規模噴火が発生し、半径2.5km程度まで大きな噴石が飛散。 過去事例 1881年：水蒸気噴火発生 中規模噴火の発生が予想される。 過去事例 事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	山頂付近から小規模噴火が発生し、半径1.5km程度まで大きな噴石が飛散。 過去事例 事例なし 小規模噴火の発生が予想されるごく小規模の噴火。 過去事例 1953年の噴火
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

この噴火警戒レベルは、地元市町村等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、関係する各市町村にお問い合わせください。